

淀川河川公園基本計画 改定のポイント

1. 改定の背景

- ・ S54年の改訂以来30年近くが経過。
- ・ その間、以下のような状況の変化があり、基本計画の改定が必要となった。
 - 1) 環境保全への関心の高まり、河川法に「河川環境の整備と保全」が追加といった社会情勢の変化
 - 2) 河川整備や公園整備による淀川の生物の生息・生育環境の劣化といった自然環境の変化
 - 3) 健康づくりや文化活動、自然とのふれあい、防災等といった多様な役割といった利用面での変化

2. 基本方針

- ・ 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産
- ・ 淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする
- ・ 自然環境や人との関わりを次世代に引き継ぐ

3. 淀川の自然環境の保全・再生の取り組み

- ・ 改訂計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、生態系ネットワークが保全・再生されるように河川形状の修復を図るとした。

4. 淀川らしい利用

- ・ 自然環境を次世代に引き継ぐことを念頭に、自然環境の保全と利用との調和を図る。
- ・ 水辺の風景が楽しめるよう、散策・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のまちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施。
- ・ 水辺の景観を楽しめる場をつくるとともに、歴史・文化資源を活かす。
- ・ サービスセンターは、運動施設の利用案内機能だけでなく、休憩、飲食、展望、自然環境学習の場等として位置づけ、既設の4箇所、さらに構想として4箇所追加。

5. ゾーニング計画を新たに定める

- ・ 当初の基本計画で不連続状に設定されていた地区区分を改め、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するよう、以下の3つのゾーニングを設定。
- ・ 地形形状などが緩やかに移行するよう多目的ゾーンと他のゾーンが接する部分には緩衝帯を確保。
 - 1) 自然環境保全・再生ゾーン (273ha : 22%)
干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先、人の立ち入りを抑制するゾーン
 - 2) 水辺環境保全・再生ゾーン (569ha : 47%)
河川敷の切り下げなどの河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環境の特性を損なわない中での散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン。
 - 3) 多目的利用ゾーン (374ha : 31%)
世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン
- ・ 3ゾーンの合計は1,216ha、水辺等の編入により、現行計画に比べ、約250haの増。
- ・ 自然環境や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ適宜見直す。

6. 管理運営

- ・ 自然環境の保全・再生状況や利用状況を調査分析し、整備・管理運営に反映。
- ・ 淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施。

7. 多様な主体の参加と連携

- ・ 地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会(仮称)をブロック毎に設置。公園計画の検討、整備及び管理運営に反映。
- ・ また、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図る。

8. 計画の対象

- ・ おおむね20～30年間。
- ・ 対象区域は、淀川本川の三川合流部付近から河口までの間。

淀川河川公園 基本計画改定の概要

1. 改定の背景

- 昭和54年の改訂から30年近くが経過し、その間に、
- 1) 環境保全への関心の高まり、河川法に「河川環境の整備と保全」が追加といった社会情勢の変化
 - 2) 河川整備や公園整備による淀川の生物の生息・生育環境の劣化といった自然環境の変化
 - 3) 健康づくりや文化活動、自然とのふれあい、防災等といった多様な役割といった利用面での変化などの状況の変化があったことから、基本計画の改定を行いました。

2. 新しい基本方針

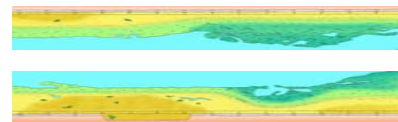
- ・河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする
- ・淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐ
- ・多様な主体の参加と連携のもと、すべての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園とする



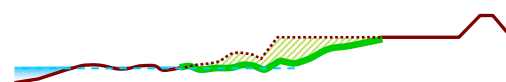
3. 整備方針：これからの淀川河川公園は、以下の方針で公園づくりをすすめていきます

(1) ゾーニング計画を新たに決めました

これまで河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改め、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するよう新たにゾーニングを設定しました。(詳しくは裏面へ)



(模式平面図)



(模式横断面図)

(2) 淀川の自然環境の保全・再生に取り組めます

改定計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、生態系のネットワークが保全・再生されるよう河川形状の修復を図っていきます。



(芥川地区)



(ワンド、たまりの整備イメージ)

(3) 淀川らしい利用を図ります

自然環境を次世代に引き継ぐことを念頭に、自然環境の保全・再生と利用との調和を図ります。

水辺の風景が楽しめるよう、散策・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のみちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施します。



(サイクリング)



(淀川らしい水辺の景観)

(4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かします

渡しや舟運、旧毛馬閘門、三川合流部など、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源を活かします。



(淀川の歴史：旧毛馬第一閘門)



(三川合流部)

4. 管理運営方針：これからの淀川河川公園は、以下の方針で公園の管理・運営をすすめていきます

(1) 自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います

自然環境の保全・再生状況や利用状況を調査分析し、整備・管理運営に反映します。



水際の再生を試行した箇所
(三島江地区)

(2) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします

淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施します。

(3) 多様な主体の参加と連携を図ります

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会(仮称)をブロック毎に設置し、その意見を公園計画の検討、整備及び管理運営に反映します。

また、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ります。



(淀川の自然環境)



市民マーチングバンドの
練習風景

～ゾーニング計画～

- これまでの基本計画では河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改めて、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するように、新しく3つのゾーニング（地域区分）を設定しました。
- 地形形状などが緩やかに移行するよう多目的ゾーンと他のゾーンが接する部分には緩衝帯を確保していきます。
- 3ゾーンの合計は1,216haで、水際などを取り入れることにより、これまでの計画（約962ha）に比べ、約250haの増えました。ゾーニング計画は、淀川の自然の変化、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ適宜見直していきます。

①自然環境保全・再生ゾーン（273ha:22%）
干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先し、人の立ち入りを抑制するゾーン

②水辺環境保全・再生ゾーン（569ha:47%）
河川敷の切り下げなど河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環境の特性を損なわない中で散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン

③多目的利用ゾーン（374ha:31%）
世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン

■ サービスセンター、レストセンター（既存）

☼ サービスセンター（将来構想）

